

議案第26号

大濱皓文化振興基金条例の一部を改正する条例

大濱皓文化振興基金条例(平成20年石垣市条例第37号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

大濱皓文化振興基金条例

第1条及び第2条中「大濱皓」を「大濱皓」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

人名の誤字を訂正するため、条例を一部改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

大濱皓文化振興基金条例（平成20年石垣市条例第37号）の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>大濱皓文化振興基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 文学博士故<u>大濱皓</u>氏の遺志に基づき、石垣市の芸術文化の創造と振興及び伝統文化の保存と継承並びに文化振興に関する事業等を図るため、<u>大濱皓文化振興基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（基金）</p> <p>第2条 基金は、<u>大濱皓</u>氏の遺族から寄贈された額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>大濱皓文化振興基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 文学博士故<u>大濱皓</u>氏の遺志に基づき、石垣市の芸術文化の創造と振興及び伝統文化の保存と継承並びに文化振興に関する事業等を図るため、<u>大濱皓文化振興基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（基金）</p> <p>第2条 基金は、<u>大濱皓</u>氏の遺族から寄贈された額とする。</p> <p>2 （略）</p>